

○藤岡市学校給食費補助金交付要綱

令和6年3月26日

教委告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯における保護者の経済的負担を軽減するため、藤岡市外の小中学校等に通学する児童生徒及び食物アレルギーを有する児童生徒の保護者に対し、学校給食費相当分の補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、藤岡市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒の保護者とする。

- (1) 藤岡市の住民基本台帳に記録されている者であって、藤岡市外の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)又は特別支援学校(小学部又は中学部に限る。)に通学し、提供を受けている学校給食が無償でない児童生徒又は学校給食の提供を受けていない児童生徒
- (2) 藤岡市の住民基本台帳に記録されている者であって、藤岡市立小学校、中学校又は群馬県立藤岡特別支援学校(小学部又は中学部に限る。)に通学し、アレルギー等の理由により、学校給食の全部に代えて弁当を持参し、又は学校給食のうち飲料のみを喫食し弁当を持参している児童生徒

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、藤岡市学校給食センター管理及び運営に関する規則(昭和52年教育委員会告示第12号。以下「規則」という。)第9条の2第2項に規定する給食費の年額以内の額(前条第2号に該当する場合は、規則第11条第1項第4号本文の規定により減額される給食費相当額)とする。ただし、国又は地方公共団体等の負担において、学校給食費の全部又は一部について支給を受けている場合は、補助金の額から当該支給額に相当する額を除くものとする。

- 2 年度の途中において補助金の対象者となった場合の補助金の額は、当該補助金の対象者となった日以降の学校給食費の額とし、年度の途中において補助金の対象者でなくなった場合の補助金の額は、当該補助金の対象者でなくなった日の前日までの学校給食費の額とする。

(申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、藤岡市学校給食費補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金交付の可否を決定して、藤岡市学校給食費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(変更又は中止)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その決定内容に変更が生じたときは、藤岡市学校給食費補助金変更(中止)申請書(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(変更決定)

第7条 市長は、前条の規定による変更(中止)申請があったときは、当該申請内容を審査し、決定内容を変更したときは、藤岡市学校給食費補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金額の確定)

第8条 補助金の交付額は、補助対象年度において藤岡市学校給食センターが学校給食を実施する最後の日をもって確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額が確定したときは、藤岡市学校給食費補助金額確定通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第9条 前条に規定する通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、藤岡市学校給食費補助金請求書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する要件を欠くに至ったと認めるとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

藤岡市学校給食費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）藤岡市長

申請者（保護者）

住 所

氏 名

電話番号

藤岡市学校給食費補助金交付要綱第4条の規定により、学校給食費補助金の交付を申請します。

補助金交付要件を確認するため、住民基本台帳、学籍情報等を市が調査することに同意します。

1 児童生徒等の状況

(フリガナ)				
氏 名	生 年 月 日	申 請 理 由※	学校名	学年
	年 月 日	ア・イ		年
	年 月 日	ア・イ		年
	年 月 日	ア・イ		年

※ 申請理由

ア 藤岡市外の小学校・中学校に通学し、提供を受けている学校給食が無償でない、又は学校給食の提供を受けていない

イ アレルギー等の理由により、学校給食の全部に代えて弁当を持参し、又は学校給食のうち飲料のみを喫食し弁当を持参している

2 添付書類

(1) 市外の学校に通学する児童生徒については、在学を証明できる書類

(2) 国又は地方公共団体等から学校給食費の全部又は一部について支給を受けている場合は、支給額(支給予定額)が分かる書類

様式第2号（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

藤岡市長



藤岡市学校給食費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました学校給食費補助金の交付について、次のとおり補助金の交付（不交付）を決定しましたので通知します。

1 交付

児童生徒氏名	学校名	学年	補助金額
		年	円
		年	円
		年	円

注 児童生徒が転居したとき、転校したときなど、児童生徒の状況に変更があった場合は、藤岡市学校給食費補助金変更（中止）申請書（様式第3号）により変更申請をしてください。

2 不交付
（不交付の理由）

様式第3号（第6条関係）

藤岡市学校給食費補助金変更（中止）申請書

年 月 日

（宛先）藤岡市長

申請者（保護者）

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で決定を受けた藤岡市学校給食費補助金について、決定内容に変更（中止）があったので、藤岡市学校給食費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 変更

児童生徒氏名	変更事項
	変更前
	変更後
	変更前
	変更後
	変更前
	変更後

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

藤岡市長



藤岡市学校給食費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更（中止）申請のありました学校給食費補助金の交付について、次のとおり補助金の交付の決定を変更しましたので通知します。

1 決定（変更後）

児童生徒氏名	学校名	学年	金額
		年	円
		年	円
		年	円

注 児童生徒が転居したとき、転校したときなど、変更があった場合は、藤岡市学校給食費補助金変更（中止）申請書（様式第3号）により変更申請をしてください。

様式第5号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

藤岡市長



藤岡市学校給食費補助金額確定通知書

年度学校給食費補助金の交付について、 年 月 日をもって補助金額を確定したので、藤岡市学校給食費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

1 補助金額

児童生徒氏名	学校名	学年	金額
		年	円
		年	円
		年	円

様式第6号（第9条関係）

藤岡市学校給食費補助金請求書

年 月 日

（宛先）藤岡市長

請求者（保護者）
住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付けで確定通知を受けた補助金について、藤岡市学校給食費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

児童生徒の氏名 _____

請求金額 _____ 円

振込先金融機関（請求者の口座に限る。）

金融機関名		本店・支店名	本店・支店・出張所
口座種別	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()	口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		

【添付書類】振込先金融機関の通帳の写し

様式第 1 号(第4条関係)

様式第 2 号(第5条関係)

様式第 3 号(第6条関係)

様式第 4 号(第7条関係)

様式第 5 号(第8条関係)

様式第 6 号(第9条関係)